

みどり市市制施行 20 周年記念式典オープニング動画制作業務 審査実施要領

1 目的

本要領は、みどり市市制施行 20 周年記念式典オープニング動画制作業務に係る公募型プロポーザルの審査を公正かつ透明に実施するために、審査体制、方法及び手続を定めるものである。

2 審査方法

審査は一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）の二段階で実施する。

（1）一次審査（書類審査）

- ・審査対象：参加申込書、企画提案書、実績書、見積書等
- ・各審査委員が評価基準に基づき採点し、その平均点を算出。

評価基準

No	評価項目	評価基準	評価点
1	理解度	みどり市の魅力等を把握した上での提案となっているか。	10
2	企画提案	みどり市の若者にしっかり焦点が当たっており、未来を担う若者や子どもたちの声・姿が効果的に取り入れられ、共感を得られる構成になっているか。	20
		本市 20 周年事業の基本理念「みどりつづく みらいつなぐ」（ロゴ・キャッチフレーズ）を体現しており、これまでの 20 年の歩みを象徴しつつ、未来への希望が感じられる内容か。	20
		視覚的インパクトや新しさがあり、記念式典にふさわしい演出となっており、SNS 等で拡散したくなる要素（共感性、話題性、若者に響く表現）が盛り込まれているか。	20
3	実績	当該業務と同種又は類似した業務について、豊富な実績を有しているか。	10
4	業務体制	業務の実施体制やサポート体制、実施スケジュールは適正か。	10
5	見積金額	見積額（税込）について相対的に評価する。 ※全提案者中最低見積額を満点とし、その割合で案分評価。 ※配点 10 点×（最低見積額÷提案見積額） ※小数点以下は切捨てとする。	10
合 計			100

※合計 50 点以上、かつ、上位 3～5 者を二次審査対象者とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・審査対象：一次審査通過者
- ・実施方法：
 - 各者 25 分以内（プレゼン 15 分、質疑応答 10 分）
 - 業務責任者を含む最大 3 名出席
 - 提出済み企画提案書をベースとし、サンプル映像イメージの説明（過去作成実績映像や、制作する映像のイメージ図などのサンプル提示可）

※プロジェクターおよび HDMI ケーブルと、スクリーン、マイクは市で用意するが、パソコンなどのその他必要な機器は提案者が用意すること。

評価基準

No	評価項目	評価基準	評価点
1	表現力	若者の夢やこれまでの背景が伝わり、感情に訴えるような完成品がイメージできるか。	10
2	独創性	提示された映像サンプルやイメージが独創的で、他にない魅力を感じさせるか。	10
3	PR 性	SNS やデジタル媒体での活用を想定したときに、市の魅力発信・PR 効果が高く期待できるものか。	10
合 計			30

3 総合評価と優先交渉権者の決定

- ・一次審査（100 点満点）＋二次審査（30 点満点）＝130 点満点で評価する。
- ・総合得点の最も高い者を優先交渉権者とする。
- ・同点の場合は、見積金額が低い事業者を上位とする。

4 審査結果の通知

- ・審査結果は、最終審査終了後、参加者全員に電子メール及び文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。
- ・得点や順位など詳細は非公開とする。
- ・異議申立ては受け付けない。

5 その他

- ・提出書類の虚偽記載が判明した場合は失格とする。
- ・審査過程で不正が認められた場合は失格とする。
- ・本要領に定めのない事項については、審査委員会で協議の上決定する。